

公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会

役員報酬等及び費用に関する規程

平成 23 年 7 月 12 日 総会決定  
平成 26 年 7 月 17 日 総会改定  
平成 27 年 7 月 14 日 総会改定  
平成 28 年 7 月 15 日 総会承認

(目的)

**第 1 条** この規程は、公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会（以下「本協議会」という。）定款第 29 条第 3 項の規定に基づき、本協議会役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることにより、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）の規定に照らし、報酬等の妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

**第 2 条** この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 23 条第 1 項に定める理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、定款第 24 条第 1 項の規定に基づき社員総会の決議によって選任された役員のうち、定款第 2 条に規定する主たる事務所に勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤理事以外の役員である者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号に定める報酬、賞与（特別手当）その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当（退任慰労金）であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

**第 3 条** 本協議会の役員は、定款第 29 条第 1 項の規定に基づき無報酬とする。ただし、常勤理事には、その職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 常勤理事の報酬等は年額とし、この総額を次のとおり分割して支払うことがで

きる。

(1) 報酬として年12回に分けて支払う。

(2) 賞与(特別手当)として毎年6月及び12月に支払う。

3 常勤理事の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当(退任慰労金)を支給することができる。

#### (報酬等の額の決定)

第4条 本協議会の常勤理事の報酬額は、毎年度末までに開催する理事会で議決される収支予算書中の事業活動支出及び管理費支出の給与・報酬等に係る支出額の合計額を原資とし、別表1に定める年俸の範囲内で理事会の承認を得て、会長が決定するものとする。

2 常勤理事に対する退職手当(退任慰労金)は、別表2に定める算式により算出した額とし、理事会の承認を得て、会長が決定するものとする。

3 退職手当(退任慰労金)は、常勤理事として円満に勤務し、かつ、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。ただし、在職中特に功労があったと認められる者にあつては、本規程により算出される額の25パーセントを限度として特別に加算して支給することができる。

4 退職手当(退任慰労金)の額の計算においては、算出した総額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げる。

5 在任期間の計算においては、就任の月より起算し、退任の月をもって終了とする。1年未満の月数は、1か月につき12分の1をもって計算する。

6 職務規律の違反により退任する場合には退職手当(退任慰労金)は支給しない。

#### (報酬等の支給日)

第5条 常勤理事の報酬等の支給日は、理事会が別に定める本協議会の職員の給与に関する規程の定めるところによるものとする。

#### (報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

#### (通勤費)

第7条 常勤理事には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(費用)

第8条 役員には、その職務の遂行に伴い発生する費用を支給することができる。

(公表)

第9条 本協議会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものである。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表1

常勤理事の報酬等年額	1,000万円以上 1,500万円以内
------------	---------------------

別表2

退職手当の算出方式	在任期間中の平均報酬等年額の月額報酬等相当額（平均報酬等年額に17分の1を乗じて得た額）に在任期間1年につき1.5を乗じて得た額
-----------	--